

法律で義務化された「合理的配慮」 あなたのお店や会社は大丈夫？



こんなお困りごとは
ありませんか？

障害のあるお客様と
うまくコミュニケーションが
取れなかった…

車いすを利用する方への
適切なお声がけやお手伝いの方法が
分からない…

「障害者差別解消法」「合理的配慮」
言葉は知っていても
具体的な行動はどうすれば良い？

お悩み解決の糸口を
この研修で見つけないか？

体験をメインとしたパッケージ型セミナーで、
障害のある方とのコミュニケーションの
きっかけとなる**新たな気づき**を学びます



実践的な車いす操作演習や
視覚に障害のある方へのお手伝い(手引き)など、
サービス介助の基礎から**心のバリアフリー**
(**全ての人々が相互にコミュニケーションをとり
支え合うこと**)の第一歩を始めることができます

【企業・事業所向け】障害理解促進ワークショップ

日時 9月4日(金) 18時～20時

会場 文化センター展示室 (江東区東陽4-11-3)

定員 江東区内の民間企業に勤めている方 30名(抽選)

講師 公益財団法人日本ケアフィット共育機構

江東区 障害福祉部 障害者施策課 施策推進係

TEL 03-3647-4749 FAX 03-3699-0329

Mail shisaku-k@city.koto.lg.jp

詳細は裏面へ



障害理解促進ワークショップとは？

共生社会の実現に向け「障害とは何か」を学びながら、参加者自身が所属する地域を住みやすい・働きやすい・学びやすい・参加しやすい社会に変えていく主体となるための行動志向型研修です。講義・体験を通じて、**障害者差別解消**や**合理的配慮**につながる具体的な解決行動を考えていきます。

令和6年4月から、事業者による合理的配慮の提供は、努力義務から**義務**へと改正されました。



【申込期間 8/21（金）17時まで】

メール・電話での申込は、チラシ表面の担当まで
下記FAX申請用紙、二次元コードでの申込も可能です。

申込URL：<https://logoform.jp/f/owCe0>

抽選結果は、8/28（金）までにご連絡いたします。

申込フォーム▼



【FAX送信表】 送信先：03-3699-0329（江東区障害者施策課）

1 お名前	フリガナ お名前
2 ご所属	※事業者名等
3 ご連絡先	TEL： FAX： メール：
4 配慮が必要な方はご記入ください。	例：手話通訳